

起業アクセラレーション事業業務 業務仕様書

この業務仕様書は、福島県（以下「県」という。）が に委託する、「起業アクセラレーション事業」（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

1 本事業の目的

本県は、復興・創生に向けて個人事業主から大学発ベンチャーまで様々な人たちが起業しやすい環境の整備を図り、起業が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現を目指し取り組んできたところである。

その中で新たなチャレンジを行う革新的なビジネスアイデアを用いて、地域経済の活性化や雇用創出の担い手となるスタートアップの起業を促進し、支援していくことは重要な課題である。

こうした背景を踏まえ、本事業では社会課題の解決に貢献する目的で起業、新事業展開をしている企業、個人等の成長支援を行うことで、県内の雇用や取引拡大につながるスタートアップのロールモデルを創出する。

2 業務内容

以下の業務を行うこと。

本事業は、社会課題を解決することを目的に、起業、新事業展開している企業、個人（モール型ビジネスは除く）を対象とする。

(1) 事業成長プログラムの企画・実施

ア 独自のノウハウで支援対象者を発掘（募集）し、成長を支援するプログラムを企画・運営する。

イ 支援対象者の募集開始にあたっては、社会課題の例示を複数提示すること。また事前に募集説明会を3回以上開催すること（オンライン可）。また募集にあたっては、専用ホームページの立ち上げや、SNS広告等を活用し、効果的な募集を行うこと。

ウ 支援対象者の選定については、審査会を開催し、選定すること。

エ 具体のプログラムについては、事業成長に必要な知識、ノウハウを習得するため座学研修、ワークショップ、メンタリング等の手法により企画・実施すること（1回あたり2時間程度、回数は10回程度）。プログラムの実施方法については、キックオフ、中間報告会、成果報告会の3回はリアル開催とし、それ以外についてはオンラインにて実施すること。なお、中間報告会については県内先輩起業家の施設で交流を図る形式で実施すること。

オ その他、本仕様に定めのない事項であっても、本業務の目的に資する内容の提案がある場合は、積極的に提案を行うこと。

(2) 成果報告会

受講生の成果に関する報告会を1回以上開催すること。開催にあたっては、県内の創業支援関係者や金融機関及び連携可能性のある県内企業等を広く参集し、開催日時、

方法については県の指示によるものとする。また、参集にあたっては、SNS 広告等を活用し、効果的に実施すること。

(3) 県内支援機関等への繋ぎ込み

支援対象者を適宜県内の支援機関等に繋ぎ込みを行ない、プログラム終了後も継続的に相談できる体制を構築する。

(4) 業務の報告

ア 業務の進捗状況について、1 ヶ月に 1 回以上、書面で報告すること。

イ 業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書を提出すること。

3 成果目標

以上の業務を通して、具体的に以下の成果目標を目指すものとする。

(1) 本プログラムによる支援対象者：5 社程度

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで

5 契約に関する条件等

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(2) 国・県等の関係機関からの検査がある場合には協力すること。

6 関係書類の整備

委託費については、その内容を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。